

# 経営事項審査の申請受付に係る特例について

令和2年4月14日

令和2年4月10日に新型コロナウイルス感染拡大防止のための三重県新型コロナウイルス「感染拡大阻止緊急宣言」が宣言されたことに伴い、当面の間、特例として経営事項審査の申請方法を以下のとおり変更いたします。

## 申請書類の受付方法について

申請書類は、三重県外の地域からの申請（行政書士による代理申請を含みます。）は**原則、郵送受付**とします。三重県内の地域における申請については、**対面審査による受付に加えて、希望される場合は郵送による受付も可**とします。

郵送の場合も審査の予約は従来どおり必要です。

郵送の場合は、審査予約日の前日までに申請書類及び提示書類を、管轄する建設事務所総務課あて送付し（必着のこと）併せて建設事務所総務課に送付した旨を、ご連絡ください。封筒の表面に、必ず日中に連絡がとれる電話番号をご記入ください。

確認用として、提出する副本とは別に申請書類及び提示書類一式を複写してお手元に保管ください。

## ・提示書類について

これまで当日審査会場にお持ちいただいていた持参書類に代えて、提示書類として確認資料（写し）の提出（できるだけ両面コピーとしてください）を求めます。なお、許可申請書、決算変更届など、許可申請時等に提出済の書類は除きます。

工事確認にかかる契約書、注文書・請書等については、業種ごとに工事経歴書に記載順の上から5件分（5件に満たない場合は全て）、工事名、契約額、工期、工事内容が確認できる部分のコピーを提出してください。（前年度未受審の場合は、2期分ないし3期分必要です。）

契約書、注文書・請書等の右上余白部分に、業種、工事経歴書記載順に番号を記入してください。（例．土木一式工事の場合：土 1、土 2）

## ・書類の郵送について

信書便（レターパック（赤）や書留郵便など、確実に受け取り確認ができる方法により送付してください。）レターパック（青）や普通郵便は不可。

表面に送付物「経営事項審査申請書 在中」と朱書してください。

## ・申請手数料について

申請手数料は、受審業種数に応じた額面金額の県証紙を、収入証紙納付書様式に貼付して同封してください。県証紙は、指定金融機関の百五銀行等でお買い求めいただけます。

- ・三重県収入証紙の販売場所一覧

<http://www.pref.mie.lg.jp/D1SUITO/39046033383.htm>

## ・審査について

審査については、対面審査と同様に審査会場にて実施します。補正等が必要な場合には、受審日に電話やファックス等にて連絡しますので、当日は連絡がとれるようにしていただき、速やかな対応をお願いします。連絡が取れず追加の書類が提出されない場合は審査内容にかかる不利益を被ることがありますので予めご了承ください。

## ・申請書控えの返送について

審査が完了したあかつきには、受付印及び審査済印を押印した申請書の副本を返送します。送付先を記入した返信用のレターパック（赤）を同封してください。

- ・**郵送先** 主たる事務所を管轄する建設事務所の所在地に郵送してください。

提出先	住所	電話番号
桑名建設事務所 総務課	〒511-8567 桑名市中央町5丁目7-1	0594-24-3661
四日市建設事務所 総務課	〒510-8511 四日市市新正4丁目21-5	059-352-0665
鈴鹿建設事務所 総務課	〒513-0809 鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8680
津建設事務所 総務課	〒514-8567 津市桜橋3丁目446-34	059-223-5200
松阪建設事務所 総務課	〒515-0011 松阪市高町138	0598-50-0577
伊勢建設事務所 総務課	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	0596-27-5197
志摩建設事務所 総務課	〒517-0501 志摩市阿児町鵜方3098-9	0599-43-5125
伊賀建設事務所 総務課	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	0595-24-8200
尾鷲建設事務所 総務課	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1番1号	0597-23-3524
熊野建設事務所 総務課	〒519-4393 熊野市井戸町371	0597-89-6142